社会構築主義アプローチによるニーズ理解に関する理論的考察

平 塚 謙 一

はじめに

ニーズ」という言葉は、社会福祉学の中枢概念でありながら、周知のように、その定義は論者による差異が大きい。さらに、社会構築主義などポストモダニズムやポスト構造主義的な考え方が社会福祉の領域においても浸透するにつれて、ニーズの多義性はさらに拡張してきている。近年みられるようになっている、その人のことは、その人自身が誰よりもよく知っているのだという言説は、「その人がニーズとするものがニーズである」という、旧来とは異なるニーズの見方を導いている。

「見知らぬ他人たち」が何を必要としているかについて分かると考えることは、傲慢であり危険なのではないかという議論もまた、ニーズの考え方に影響を与えてきた。その背後にあるのは、私たちはしばしば必要ではないものを欲し、必要なものを自覚的には欲していないことがあり、それが「見知らぬ他人たち」についてはなおさらである、という考えである(Ignatieff= 1999)²。

他者のニーズを正しく判断することなどできないとする考えは、専門家や家族などによるニーズ判断のあり方を批判する、反専門家主義や反パターナリズムの議論にも通底している(Kleinig 1983)。

本稿では、ニーズ論の新しい展開について評価しつつも、これらの視座においては後背に退いてしまう表明されないニーズを顧慮するために、いかに理論的に接近していけるかについて検討する。

1 社会構築主義に基づくニーズ理解

1) 社会問題の社会構築主義的理解

従来のニーズ理解に対して、最も大きな影響を与えたのが社会構築主義である。特に、アメリカ合衆国の社会学者たちSpector & Kitsuseの牽引した、社会問題論の社会構築主義の系譜は、ニーズの議論に直接的な関わりが深い。彼らは、それまでの社会問題の社会学においては、価値が個人の行動を説明するために用いられてきたという 3 (Spector & Kitsuse = 1990:134)。それに対して、彼らは、その人たちの行動はその人たちの価値によって説明できる、という考えを批判し、次のように述べている。

人びとが価値をもっている,もしくは,異なったグループが異なった価値を持っているという推論は,そもそもが説明しようとしている行動そのものから導き出されたものなのだ。人びとが異なる振るまいをしているのを観察する。そこから,彼らが異なる価値をもっていると推論する(前掲書:135)。

人々による問題認識の表明である「クレイム申し立て」は、価値によってその発生を説明されるのではい、ということである。彼らはこれを「価値もしくは文化を独立変数にしようとすれば、不可逆的に、価値とそれによって説明しようとする行動とのあいだの同語反復の危険を冒すことになる」(前掲書:135)という。クレイム申し立ての存在を認識することによって、はじめて我々は社会問題の発生を知ることができる。そして、クレイム申し立てをした人々は、それを社会問題とみなすような価値を持っている、ということを知ることができる。これがSpector&Kitsuseの主張である。むしろ彼らによれば「価値とは、参加者が自分の申し立てを明確化し、あるいは他者に自分の正当性を認めさせるために使う言語的な装置のことである」(前掲書:116)。このように、クレイム申し立てという行為と、価値との関係を逆転させていることが、社会問題の社会構築主義における特徴である4。

そこからSpector&Kitsuseは、社会学者といえども自分の道徳や価値から離れて、社会問題を定義することはできないはずであり、したがって社会学者が自らの権力性を意識しつつ問題に取り組むならば、人々が社会問題とみなす問題が社会問題だと考えざるを得ないと主張する。

Spector & Kitsuseが、価値によって行為(クレイム申し立て)を説明できないとするのは、ある価値規範が、社会にどの程度共有されているかは、判断できないという認識に基づいている。これは、社会構築主義が、認識の客観性あるいは客観主義(実証主義)を否定しているということを意味している(千田 2001:11)。このように、社会構築主義は客観主義に対する批判という性格を持つものである。そして、当該の価値が人々にどの程度、共有されているかを判断できないという言説は、当該の価値の普遍性を否定しているということでもある。つまり、社会構築主義は、客観主義への批判であると同時に、普遍主義への批判としての側面をも有するものである。

2) 構築主義ニーズ論

社会問題の社会構築主義は、社会問題の扱いについて議論したものである。この社会問題とニーズとの関係について、岩田は社会によって解決されるべきであると価値判断された状態である「社会問題」の解決が、個人のレベルでも「不可欠なもの」として捉え直されたものであるとしている(岩田 2000:31)。社会問題とニーズは、一定の状態が、解決されるべきものとして、異なるレベルからと捉えられたものと理解できる。

社会問題の社会構築主義を,直接的にニーズの議論に導入したのは上野である。「構築主義の社会学は,クレイム申し立て活動によって,それまで社会問題とみなされてこなかったことがらが,社会問題として承認される過程を明らかにした。同じことが『ニーズ』

表1 上野によるニーズ類型論 (上野2008:p14により作成)

| | 当事者に潜在 | 当事者に顕在 |
|--------|--------|--------|
| 第三者に顕在 | 庇護ニーズ | 承認ニーズ |
| 第三者に潜在 | 非認知ニーズ | 要求ニーズ |

の生成にも言える」として、上野は社会構築主義を導入することで、新たなニーズ論を展開している(上野 2008:13)。

上野による構築主義ニーズ論の特徴は、そのニーズ類型論(ニーズ分類法)によく表れている。上野は従来ニーズ分類においてしばしば用いられてきた、〈顕在か潜在か〉という軸と〈客観か主観か〉という2つの軸によるニーズの類型化を批判する。そして、構築主義に基づく新たなニーズ類型を提示している。上野の類型化における一方の軸は、ニーズを感得あるいは認識する主体が、当事者かそれ以外の第三者かという「アクター」である。もう一方は、ニーズを顕在化しているか(顕在化以後のニーズか顕在化以前のニーズか、あるいは広義の顕在ニーズか広義の潜在ニーズか)という「ニーズの顕在化(ニーズの生成過程)」を軸として分類する。これによって、当事者に顕在であるニーズ(従来の主観的ニーズ)で、第三者に顕在である「承認ニーズ」、同じく潜在である「要求ニーズ」が布置され、当事者に潜在であるニーズは、第三者に顕在であれば「庇護ニーズ」、潜在であれば「非認知ニーズ」とされる。

4つの類型のうち「庇護ニーズ」と「要求ニーズ」は、第三者と当事者の見解が異なっている状態である。「庇護ニーズ」は第三者が認識しているが、当事者はニーズとしてみなしていないものであり、「要求ニーズ」は当事者はニーズとみなしているが、第三者はそれをニーズと認めていない状態のものである。

上野は、これまで、専門家の判断するニーズ(「承認ニーズ」と「庇護ニーズ」)の持つ、 当事者の表明するニーズに対する優位性の根拠となってきた、専門家による判断の客観性 という考えについて次のように批判している。

「客観的」とはたんに「第三者による」とか、多数者によって「社会的に含意された」という以上のことを意味しないから、障害者のように当事者が絶対数のうえで少数者である場合には、多数者による同意や判定が当事者にとっては不適切なこともある。とりわけ「客観的ニーズ」を「規範的ニーズ」と呼び、「規範」の担い手を「専門家、行政官、研究者」のみに限定するのは、権威主義的であるばかりか差別的でもある用法である(前掲書:14-15)。

上野のニーズ類型においては、当事者が自身ではニーズ判断できないような状態について、専門家であれば判断できるという考え、つまりニーズを判断する専門家の能力は、当事者のそれよりも優れているという考えを否定している。専門家の判断する客観的ニーズと当事者の感得する主観的ニーズ、言い換えれば専門家のニーズ判断能力と、当事者のそれと相対化している。

したがって、上野は、当事者、援助者、家族を含めた第三者「すべてのアクターのうちで、誰よりも当事者ニーズが最優先されるべきである」という(前掲書:20)。専門家のパターナリズムを全面的に排除する必要はないとしつつも、そのパターナリズムの効果を判定するのもまた、最終的には当事者でなければならないという。「当事者こそあくまでニーズの出発点であり、終着点であることの重要性はいくら強調してもたりない(前掲書:23)5。

当事者たちが問題を、ニーズを表明しなければ、その他の人々にはそれが想起されないということはこれまでの歴史における事実である。問題が生じていること自体に気づかないことも決して少なくない。人々のおかれている、様々な状態をもたらしている社会構造が、社会の常識と深く結び付いたものであって、当然のことのようにみなされていれば、なおさらである6。例えば、今日では当然の人権としてみなされている女性の進学や社会進出、政治参加でさえ、それが主張されはじめた当初は、わがままや、あるいは逸脱的なものとして捉えられていた。これと同種の例を挙げるのに苦労はしない。老後はおとなしく過ごすものであるとか、老親の介護は嫁や娘が担うべきもの、重度障害者は施設に入所するのが幸せなことであり自己実現や社会参加に制約があっても仕方がない、女性は家庭に入って家庭をまもるべき、要職に就くことができるのは由緒ある家系の出自の者である、権利は白人に与えられたものであるといった見方は、それらに異議が唱えられるまでは、社会的に当然のこととみなされ、問題視されるものではなかった。

2 普遍性の論証の困難性

このように近年、社会構義主義的なニーズの捉え方が提示されているが、それがそれまでのニーズ理解に影響を及ぼしている。わが国の社会福祉学では、善き生のあり方、目指すべき目標を、普遍的なものとして措定する(以下、「満たされるべき状態」(平塚 2007)という)。そしてそれは、「社会生活の基本的要求」(岡村 1958)や「理想状態」(坂田1996)7、「望ましい状態」(武川 1996)8などとして提示されている。この「満たされるべき状態」は、一般には「ニーズ」として理解されている。

他方では、個々のおかれる現実の状態を「満たされるべき状態」と照射することで捉えられる乖離状態を、改善・軽減すべき/したいという専門家による価値判断や本人による希求(以下、「乖離を埋める意思」という)もまた、ニーズと呼ばれる。この意味でのニーズは、欲求や欲望、需要などと並置され、それぞれの異同が説明されたりする。このことからも分かるように、これは<意思>のレベルで捉えられるニーズである⁹。

ニーズを「乖離を埋める意思」として捉えた場合,「満たされるべき状態」に照らしたときに、何がどの程度, どのように乖離しているかはそれぞれ異なるのであるから、このレベルでのニーズは、限りなく個々人によって相対的であるといえよう。ニーズの普遍性/相対性ということが問題となってくるのは、ニーズを、「満たされるべき状態」として考えたときである。

Doyal & Goughが,人々に普遍的なものとして示したBasic Human Needsも「満たされるべき状態」としてのニーズである。(1) 栄養のある食料と清潔な水,(2) 保護された住居,(3) 危険でない労働環境,(4) 危険でない身体の環境,(5) 安全な避妊と出産,(6) 適切な保健ケア,(7) 安全な幼児期,(8) 基本的親頼関係の保障,(9) 身体的保護,(10) 経済的安定,(11) 適切な教育を提示している。最初の6つは物理的な健康,最後の5つは自律に関するものとしている(Doyal & Gough 1991)。このうち,健康は生存に直結するものであるが,自律は充実した生活を送るには欠かせないものの,それがないことが必ずしも生存に直結する訳ではない 10 。

「満たされるべき状態」の内容については、様々に議論されており,その見解は一致をみ

ない¹¹。「満たされるべき状態」の内容を考えるとき、それを最も狭く捉えれば、むろんそれは生存ということになろう。そして、そこから生存に深く関わる事柄であれば広く共有される普遍的な価値として想定できそうに思われる。しかし、その生存でさえもが、問われることのない前提として存在し得ている訳ではない。生存でさえ人々に共通普遍的な「満たされるべき状態」としてみなすということは、理論的に困難を伴っているのである。立岩は障害者や患者が生きようとするときに、彼らの「生きたい」と思う気持ちがくじかれることがあるという。そして、その大きな原因として、社会的な財の分配の不公正さを挙げている。人が生きたいと思うかあるいはそうではないかということは、社会的に構成(構築)されているというのである(立岩 2008)¹²。

社会における生存についての考え方も、すべての社会に共通している訳ではない。生存を維持するよりも、死を選ぶことによって尊厳が保たれるという世界もある。わが国においても「命惜しむな名こそ惜しめ」といった言葉は、生存よりも尊厳を重んじる考えを示すものといえる。もし死後の生が信じて疑われない世界であるならば、彼の岸に身を移した後に、自分の名誉が保持されていることを想像することもできる。特にわが国では、自分自身というよりも、「家」の名誉を守らなければならない状況もあったであろう。このような考え方に対して、我々は、死後の世界などないのだから、そのような認識は誤っているなどと否定できるだろうか14。いまの我々の社会において構築されてきた世界観も一個の現実ではあるが、それこそが正しい見方であって、中世や近世の人々は間違った世界観のなかで生きていのだ、ということもできないということである。生存の価値の普遍性でさえ、このような視座において議論すれば、その論証には困難が伴ってくる。「満たされるべき状態」には、それらを正当化しえる十分な論拠が提示されている訳ではない。どのようなニーズが正しいかという価値判断を、客観的に論証しえる基準というものを設定しようとしても、社会構築主義によれば、そうした基準のもととなる価値自体が社会的構築物なのである。

3 先鋭化される課題―表明されないニーズの顧慮

社会構築主義はまた、これまでもニーズ把握において課題であった、表明されないニーズの把握をより難しいものとする。ここにおいて、社会構築主義の論理に内在する問題(「存在の金切り声」(北田 2001:267)をどう顧慮するか)が、先鋭化する。社会構築主義の主張するようにクレイム申立てと状態との間に因果関係を想定できないとすれば、クレイム申し立てされたのと同じ状態にありながらクレイム申立てしない人が、その状態を社会問題と定義しているとはみなさない¹³。これによれば、ニーズ表明されているのと同じ状態にある、それ以外の人が、同様のニーズを有するとは判断し得ないということになる。それは、ニーズ表明のない人について、その人のおかれている状態からニーズを判断することの論拠は失われてしまうということである。このような見方によれば、本人が自らのおかれる状態は問題だと、あるいは自分はニーズを有するのだと表明しないにもかかわらず、専門家や家族が「客観的」にその人のニーズを判断することは支持されない¹⁷。

これに従えば、公的支援の対象として社会的な承認を得るためには、ニーズを有する 人々によるニーズ表明の重要性が増してくる。そこで、ニーズを有する人たちは自らニー ズを顕在化させ、表出していくべきであるということが主張される。例えば、それまでは「障害者の『わがまま』と考えられてきた自立生活」を、障害者自立生活運動は「障害者があたりまえの生活を送る権利へと変えてきた」ように(上野 2008:16)。確かに、抑圧を解きほぐすために、ニーズを抱える人たちが、自分たちで声を上げていくことは、重要であり有益である。

しかし、ニーズ表明は様々な要因から抑制される。資源の無い人ほど、ニーズ表明を妨げられることが指摘されている(平塚 2007ほか)。ニーズ表明を抑制する社会構造は、実際にはたやすく解消される訳ではない。現実に表明されないニーズを有する人たちがいるとするならば、ニーズ表明を抑圧する構造が解消されることを待っている暇はない。社会構築主義のもたらした成果は享受しつつも、表明されないニーズに対応する論理を探ることが求められる。

4 社会構築主義の論理の検討

ニーズの表明のない人々への支援において、「満たされるべき状態」の普遍性は、欠かせない論理的前提である。この普遍性についての考え方について社会構築主義は異なる立場に分岐している。社会構築主義が分岐した契機となったのは、よく知られているようにオントロジカルゲリマンダリング(存在論上の恣意的な線引き)と呼ばれるWoolgar&Pawluchによって提起された批判である。これは、客観主義を批判する社会構築主義自体が、状態についての同定を行っているとし、それを論理的エラーであるとするものである。Kitsuseらをはじめとする厳格派strict constructionismは、この批判を受けて、クレイム申立てと状態の関係には言及せず、状態の存在さえも問わないとしたものである。厳格派の対極にこの議論に拘泥しない脱構築派vulgar constructionismがあり、それらの中間にコンテクスト派contextual construcitionismがある。Bestは、状態についての想定assumptionを行うか否かが、厳格派とコンテクスト派のメルクマールであるとしている15。

厳格派社会構築主義では、仮に宇宙人の襲来が社会問題だとするクレイム申立てがあれば、それは例えば犯罪の増加や大気汚染などと何ら区別されることのない社会問題として扱われるべきものとされる。彼らはクレイム申し立てられた状態自体が存在しているかさえも問わない。そのため「状態」という言葉の代わりに「想定された状態」という言葉を用いる。敷衍すれば、ニーズ表明と状態との間の因果関係を想定しないということになる。例えば、〈自由に移動できること〉を望まない人などいないのだということもいい得ず、そのニーズも普遍的なものとはいえないということになる16。これは、ある状態を問題とみなす規範が社会でどの程度共有されているかということについては、証明することは難しいというSpector&Kitsuseの立場を堅持するものである。クレイム申立てされた(想定される)状態が実際に社会問題であるかという同定は行なわず17、クレイム申立て活動として認められれば、社会問題としてみなされる。したがって、人々が社会問題とするものが社会問題だとするスタンスである。

それに対して、コンテクスト派は、クレイム申立てを社会的な文脈のなかに位置づける。 コンテクスト派を牽引するBestは「クレイムは社会的、歴史的な真空からは生まれない」 (Best =2006:42) のであり、「クレイム申立てをするという人々の決定がより大きな社会 的コンテクストから出現する」(Best =2006:43) という。例えば、公的な犯罪統計では犯罪が増加していないにもかかわらず、犯罪が増加しているというクレイム申立てがあったときに、厳格派は状態の想定さえしないため、公式統計を無視する。コンテクスト派はそれとは異なるアプローチをとる。コンテクスト派は、ある言説にはそれを生み出させしめた実態があると想定するので、クレイム申立てが公式統計に言及していなくても、公式統計を確認する(Best 2009:348)。児童虐待の問題でいえば、コンテクスト派のJhonsonは、児童虐待という社会問題の構築にはマスコミが大きな影響を果たしたものの、それは単にマスコミが作り上げたものではなく、そうなるべき実態があったということを強調する(Jhonson 2009:28-29)。コンテクスト派の分析においては、クレイム申立てと状態に対応する状態が存在していることを前提とするため、クレイム申立てに対応する状態が存在しなければ、社会問題としては認められないのである。「社会問題の言説連鎖の原因として「実態」を説明変数として採用(赤川 2001:74-75)する立場である。

コンテクスト派のこうしたアプローチは、「開き直った態度」「二兎を追うもの」などと評されており、社会構築主義が批判してきた客観主義との違いを不明確にするものである(もっとも、コンテクスト派において扱われているのは、クレイム申立てがあったものについてである。実際に生産されたコンテクスト派の研究は、客観主義とされる旧来の社会問題の研究群とは明らかに異なるものではある)18。そして、クレイム申し立てという言説の存在だけは確かなものであるから、それを研究対象とすべきものとするのが社会構築主義の原点であり、コンテクスト派のように言説の向こうにある状態の存在まで同定する立場は、社会構築主義の根本的な考え方と矛盾するのではないかという疑義が生じる。

こうした問題について、赤川は次のように論じている。コンテクスト派は客観主義と同様に、クレイム申し立て活動とは独立に存在する「実態」の存在を疑わない。他方の厳格派は確かに「実態」の存在・当否は問わないが、言説やクレイム申し立て活動が存在することは疑わない。しかし、Spector&Kitsuseは意見の表明がしかるべきところに伝えられた場合、その行為はクレイム申し立てとして同定されるものとしている。そのように、厳格派においても、クレイム申立ての存在は同定するし、その活動がクレイム申立て活動であるという同定も行う。こうした意味で、赤川は、両者は認識論的に等価であるという(前掲書:76)。

厳格派もまた同定を行うという点においてコンテクスト派と等価ではあるだろうが、何かを同定するかということについての両者の異同が、ここでの焦点となる訳ではない。また、社会構築主義もクレイム申し立てを同定するという点が批判を受けたが、そのオントロジカルゲリマンダリング自体に、根本的な批判がなされている。北田はオントロジカルゲリマンダリングは、本質主義/反本質主義の軸と実在論/反実在論の軸とを混同したがゆえの疑似問題であると表現している(北田 2001:260)。これは、〈ある事象の価値が本質かどうか〉と〈ある事象は実在するかどうか〉とを混同したものだとも言い得よう。本質性を否定したとしても、その事象の実在を否定することにはならないということである。状態の存在を同定するということは、その状態を社会問題として同定することとは、別のことである。例えば、「児童虐待」は本質ではないとみなすことは、「子への殴打」の存在を否定することにはつながらないということである。何らかの同定を行うのか、一切

の同定を行わないのかということは、社会問題を認識するためのアプローチとしての妥当性に、影響を及ぼす問題ではない。問題となるのは、普遍主義的な考えに基づいて、あるいは専門家として特権的に社会問題の同定を行うかどうかということである¹⁹。

Bestは状態に関して想定することによって社会構築主義の分析が損なわれることはないと主張する²⁰。むしろ想定を行うことは欠かせないのであり、想定を行わないとする厳格派のアプローチは成り立たないという (Best 2009:348)。そして厳格派の主張の論理的な欠陥について次のように論じている。例えば、マリファナの効果が一定でないとみなすためには、マリファナに突然変異があったとか、栽培方法が変わったとかといったように、マリファナの効果に変化がありそうであることを示さなければならないという (Best 2009:346)。ある人にとってのマリファナが社会問題であるならばマリファナそのものの性質が変わらないとすれば、それはその他の人々にとっても問題だと考えられるということである²¹。

このような観点からは、例えば障害者運動が提起した移動の自由や社会への参加の問題は、運動が起こる以前は障害者にとっては必要ではなかったからそのニーズが表明されなかった、表明されなかったから当時の障害者には必要のないものであったとは考えられない²²。Bestの論法を借りていえば、〈自由に移動できること〉を望まない人がいないとみる立場よりも、この「満たされるべき状態」が相対的だとする側の方に、〈自由に移動できること〉を望まない人がいることを証明する義務があると考えるべきだということになる。

5 相対性の位相

ニーズの相対性の問題にはこれと異なる視点からも接近し得る。Doyal& Goughは、ニーズは相対的であるという考え方が、公的支援の対象としてふさわしくないとして、ニューライト(リバタリアン)の福祉支出削減の主張に利用されることを防ぐため、人々に普遍的なものとして、ベーシックヒューマンニーズを提唱した。人間の行為と相互行為にとって、普遍的な前提になるということから、人々に共通のニーズとして肉体的健康と人格的自律をあげている。このニーズについての充足状況は、異なる文化間であっても比較できるものとしている(Doyal&Gough 1990:73-74)。

ある状態におかれ、それを問題として認識し(定義し)、そこから生じるニーズを充足させたい人々が、その状態を共有していない人々(そのニーズの充足された人々)から常に理解され、尊重される訳ではない。状態を共有しない人々からの理解、共感を得られるのは、人々は共有しているのだという概念をとおしてこそであるという。そのためには、(ニーズは人によって異なり、自分たちのニーズは分からないというようにみなしたり、他者を遮断しないこと)相互理解と共感に門を開いているべきであるという²³。

ニーズの相対性という考えをもっともらしいものと思わせる背景として、一つにはマイノリティのような特定グループの存在があろう。特定グループは特定のニーズを有しているとみなされることがある。しかし、Doyal&Goughによれば、特定グループは他の人々より、追加的な脅威にさらされているが、それはニーズが異なるということを意味するのではない。女性、ゲイ、障害者、被抑圧エスニックグループといった新しい社会運動は、特定ニーズの承認を要求しつつ、人間的悲惨さに対する批判を通じて、ヒューマンニーズ

に普遍的要素があると考えていたという。相対的なのはニーズ自体ではなくて、それが現実に満たされている程度・状況であり、そしてまたニーズを充足する手段であるということである(前掲書:74-75)

Doyal & Goughのいうところの、相対的なのはニーズではなく、ニーズを充足するための手段であるという主張は、「満たされるべき状態」と「乖離を埋める意思」の区別を踏まえてみてみれば理解できる。例えば、〈自由に移動できること〉が満たされるべき状態に含まれるものだとしよう。足の障害(インペアメント)により自分で歩くことができない人ならば、「乖離を埋める意思」としてのニーズは、個々人の状態(インペアメントの回復の目途がどの程度か)の差異によって、回復の目途があれば〈自分で歩けること〉を実現するための対応(医療等)へのニーズが生じたり、状態的に回復の可能性がなければ、〈自由に移動できること〉を実現するための対応(福祉サービス等)へのニーズが生じるなど、相対的である23。それに対して、「満たされるべき状態」である〈自由に移動できること〉は、状態に関わらず普遍的なものである、ということである。相対的ということは、ニーズをどのようなレベルで捉えるかで異なってくるのである。

おわりに

本稿では、社会構築主義がニーズ論の新たな地平を切り開いたことについて評価しつつも抑圧され、表明されないニーズを、また萎縮され自覚されないニーズを顧慮するための理論立てについて検討してきた。社会構築主義の厳格派の考えでは、クレイム申し立てがなされた(想定される)状態について、それ以外の人々がそれを社会問題としてみなすかどうかについては判断しないものとし、クレイム申し立てしない人々も同じ価値を持つという考えを批判する。それに対してコンテクスト派では、ある状態についての人々の価値に差異があると主張するためには、その根拠を掲示する必要があると主張する。社会構築主義の議論におけるこうした状況は、人々のクレイム申し立てと、状態との間の関係性を想定し得る余地が存在することを示している。

また,ニーズは着目する位相により普遍的にも相対的にも捉えられる。ニーズの性格 (普遍的/相対的)に関する言節はこのようなことに留意したうえで検討していく必要がある。

註

- 1 このニーズは、三浦のいう社会的ニード(三浦1995)、古川の分類法によれば社会的生活支援ニーズ(古川2005)、つまり社会によって公的に対応されるべきとされるニーズである。もしそのニーズ充足が保障されるべきものではないとすれば、それが普遍的か相対的かということは問題ではなくなる。支援の対象になるか否かという局面においては、支援の対象とされないニーズは、欲求や欲望と同じレベルに位置する。欲求や欲望が普遍的なのか相対的なのかが問題とならないとの同じように、支援の対象とされないニーズが普遍的か相対的かは社会福祉の分野において問題にならないものである。
- 2 人は自身のことを誰よりも知っているといっても、常にそうとは限らないというのが、経験的な 感覚に近いものであろう。そうであるなら、他者による干渉が認められる余地があるように思わ れる。しかし、反パターナリズムによる批判は、ニーズ判断にかかる認識論的な観点(ニーズの 他者による認識可能性)に留まるものではない。

専門家や家族などが干渉することによって、失われる価値が存在するという批判がその一つである。「分別年齢」に達したすべての人々は、自己評価と自己決定のための合理的選択能力を有していて、この能力に基づいて個性が形作られる。そのようにして個性が完成されれば、その人と他の人は平等になる。したがって、その人の判断・計画を、他の人のそれに服従させることはできないとする。パターナリスティックな関わりは、個性の侵害・抑圧であるということである(個性抑圧論)。

専門家がニーズを判断(測定)することについて、Ignatieffは人間の尊厳の観点から次のようにいう。人々はニードを満たすものを単に与えられれば良いのではなく、一人の人間として尊重され権利を認められ、自己の尊厳を失うことなく、それらを手に入れたいのだ。その為には、人は自分でニーズを決定する必要があるという。そして他者のニーズについて論じることや判断することは、その人間には自分自身の心を知る能力が欠けているということを意味することになり、それは屈辱的なことであるという(Ignatieff =1999)。

- 3 旧来の社会学における社会問題の捉え方について赤川は次のようにいう。「社会問題の社会学において従来主流を占めてきたのは、社会問題を社会に客観的に存在する状態(実在)として捉える考え方(客観主義)である。これは当該の社会を生きる人々の主観的意識とは独立に存在していると想定するものである。そしてその状態を客観的に把握し、何が「ほんとうの」社会問題であるかを測定・判断するのが社会学者の役割とされた(赤川1991:71)。
- 4 想定された状態が事実として存在することが、社会問題の根拠の一つであると社会学者が言い張るなら、二つの不幸な結果を招くことになるとSpector&Kitsuseはいう。第一に、社会学者は、非常に狭い範囲のクレイムの認定にしか参加できないのに、たとえばマリファナの嗜癖性や遺伝学的影響といった自分に適確性がない領域にまで、権威ある発言をすることを委任されたと誤解してしまう。第二に、社会学者は、自分ではその信頼性と妥当性について判断できない他の専門分野での調査結果を、借用しなければならない立場に身を置くことになる(Spector&Kitsuse =1990:122)。
- 5 専門家の判断が全て排除されるべきではないということは、実践において正しいといえよう。しかし、どのような場合に、そのパターナリズムが容認されるのかという議論は、上野においてはなされていない。どの程度、どのような場合にパターナリズムが認められるのか。この議論を現場に適用するためには、あるいはこれについて理論的に掘り下げるためには、別途議論が必要である。パターナリズムも完全には否定されないというこの言明を押し広げすぎれば、そもそもの上野の主張そのものの意義も失わてしまう。ここでの上野の主張は、まさに明記されているとおり、当事者のニーズが最優先されるべきということになる。
- 6 自分たちが被る被害であっても、みなそれがあたり前だと感じて、それに表だって異議を申し立てないということもある。そうしてそれまで思ってもみなかったことがニーズとして成り立つことがある。たとえば、今日では嫌煙権のような考え方があるが、かつては副流煙から守られることはニーズとはみなされていなかった。社会通念が人の生存にまで深く関わるようなものさえある。たとえばスピヴァクが問題としたかつてのインドにおけるサティと呼ばれる習慣である。「ヒンドゥー教徒の寡婦が死んだ夫の火葬用の藁の上に登り、その上でわが身を犠牲に供する」という「寡婦殉死」の習慣である(Spivak 1988=1998:81)。夫が先だった場合それに殉死することによって、寡婦は浄化され、救済されるとするものとされている。(バラモン教・ヒンドゥー教における創造神ブラフマーの孫娘であるサティは、破壊神シヴァと結婚するが、それに反対する父のシヴァに対する仕打ちに悲しみ、サティは火のなかに身を投げて命を絶った。この神話に基づき、殉死の習慣にサティの名が付けられている。)
- 7 坂田は次のようにいう。ニーズの対象は、特定の福祉サービスであったり、物であったりするが、それは、現状と理想状態との乖離を埋め合わせるための解決策とか目標達成手段に他ならない。保育所や、ホームレス対策、ホームヘルプサービスなどは、ニーズではなく解決策である。このように、ニーズという言葉は解決策の必要性を表すものとしても用いられる。これを処方的ニーズ(prescriptive needs)とかサービス・ニーズと呼んでいる(坂田1996)。
- 8 武川は、「必要」(need) とは「ある主体にとって何らかの「望ましい状態」を想定することができるとき、その状態に照らしてみて何らかの客体が欠けている状態」であるとする(武川1996:37)。
- 9 ニーズの様々な用法のなかには、福祉サービスや支援など必要とする対象それ自体を、ニーズとする使い方もある。例えば、「最新モデルのスマートフォンがほしい」という場合、最新モデルの

スマートフォンは欲求の対象であって、スマートフォンそれ自体が欲求なのではない。欲求は「ほしい」という意思である。これと同様に、医療や福祉サービスなどは、ニーズの対象なのであって、ニーズ自体ではない。そうした対象がニーズなのではなく、ニーズは「必要だ」という意思である。さらに、このサービス等を「必要だ」とする意思を、ニーズとするものもある。これはいわゆるサービスニーズであり、需要と呼びえるものである。ニーズをサービスニーズに限定してしまうと、サービスによって対応できないものは、サービスに対する需要として現れないのでニーズとされなくなってしまうという問題もある。それ以前に、そもそもニーズがあってそれに対応するために設置されたのがサービスであるから、サービスへの需要をニーズとするような規定の仕方は誤りである。

- 10 NussbaumはBasic Capabilityのリストとして次のものを提示している。(1) 若死にすることなく、完結した人生を最後まで生き抜くことができる、(2) 確固とした健康を保つことができる、(3) 不必要な苦痛を避け、楽しい経験を持つことが出来る、(4) 五感を活用して想像することや思考・推論を行うことができる、(5) 自分たちの外部に存在する事物や人物に愛着を感じることができる、(6) 善の構想を形成するとともに自分自身の生活を批判的に振り返ることができる、(7) 他者の為に、他者に向かって生きることができる、(8) 動植物や自然界に対する配慮と関係を保ちつつ生活できる、(9) 笑い、遊び、娯楽活動を享受できる、(10) 他の誰のものでもない自分自身の生を自分固有の環境と背景に囲まれて生きることができる(Nussbaum 2000)。それ以外には、岡村(1958)が「社会生活の基本的欲求」として、(i) 経済的安定、(ii) 職業の安定、(iii) 身体的・精神的健康、(iv) 社会的協同の機会、(v) 家族関係の安定、(vi) 教育の機会、(vii) 文化・娯楽に対する参加、を提示している。
- 11 例えば、前出のNussbaumが提示したBasic Capabilityに対するDoyal&Goughの批判である。Doyal&Goughは、Nussbaumの提示したリストのなかで、「遊びや動物との関係の中で生活する」などについて、これらは普遍的ではないとしてリストに含めることに疑問を呈し、これらが肉体的尊厳などと同列に扱われていることは、驚くべき事であるとしている。
- 12 価値の普遍性の議論は、政策の規範理論に直結する訳ではない。社会構築主義において、人々にとっての価値の普遍性という前提が否定されるのは、その価値は社会的に構築されているからということである。しかし、社会的に構築されているということは、それらの価値が可変的ということでもある。生存そのものも必要と思わないことがあったとしても、その主観もまた、社会的環境や社会的に構築された価値によって形成されているという見方である。そして、価値の内容がどのようなものであるにせよ、生きていなければ、それを達成することができない。生存の保障をすることは、そうした価値を実現するための機会そのものを保障することである。
- 13 社会構築主義では、社会問題として扱うクレイム申立てされた事柄が本当に社会問題であるかどうかについては判断しないものとされる。例えばマリファナ問題ならば、社会学者はマリファナについて専門的知識はないのであるから、これが社会問題かどうかを判断するべきではないという。そのように主張する理由は、社会学者は、自らが判断できないことを前提にして、結論しなければならなくなってしまうからだというものである(その分野の専門家のいうマリファナの知識も本当に正しいという保障もない)。そして、自分がおかれているある状態についてクレイム申し立てをする人と、同様の状態にあるものの申し立てしていない人がいるとき、クレイム申し立てをしていない人がその状態を社会問題と定義しているかどうかについても判断しない。それは、その規範が社会でどれだけ共有されているかは判断できないというのが社会構築主義の前提であるから、そのように主張されるのも理解できる。

社会構築主義は直接的には、普遍性を批判しようとしたものではなく、客観主義や実証主義的な考え方に対する批判なのである。クレイム申立てしていない人については、それはその判断を保留するのであって、「クレイム申し立てをしていない人は、その状態を社会問題とみなしていない」と主張しているのではもちろんなく、規範の共有の程度は客観的に判断できないとしているが、常に相対的なものとみなしているという訳でもない。

14 社会構築主義をニーズ論に導入した上野は、パターナリズムが全て否定される訳ではないとしている。しかし、上野は、どのようなパターナリズムであれば認められるのかということは明示していないもののこの上野の構築主義ニーズ論の眼目は、それまで権威を与えられてきた専門家によるニーズ判断の妥当性を当事者のそれと相対化し、当事者のニーズを優先させるということにある。それはそれまでの「利用者主体」の延長線上において、利用者の意向に、より配慮するようにしましょうといったようなものとは質的に異なるものと理解される。

- 15 クレイム申立てされた「状態」の実在は問わず、「想定される状態」でよいとすれば、「想定される状態」についての社会的文脈についての説明というのは、それを行うかどうか以前に、そもそもありえない訳である。
- 16 上野はすべて本人のいうとおりということではなく、パターナリスティックな関わりがすべて否定されるべきではないという。しかし、どのような場合にそのパターナリスティックな関わりが認められるのか、その基準は示されてはいない。その基準がどのようなものであるか、それが妥当性やそれを正当化する論拠を持つものであるのかということこそが、こうした議論の肝なのである。
- 17 また厳格派的な見方についていえば、クレイム申し立てをしていない人が、その状態を社会問題としてみなしているかどうかについては判断しない。それは、その判断を保留するということであり、「クレイム申し立てをしていない人は、その状態を社会問題とみなしていない」ことを意味するものではない。
- 18 また、厳格派的な研究戦略に比べて、構築主義者はより重い負担を負うことになる。言説やクレイム申立て活動を同定するという構築主義の初期目標に加えて、状態や実態を正確に測定するという客観主義的な作業が必要になる | ということである (赤川2001:74-75)。
- 19 なお、コンテクスト派は状態を社会問題とみなすので、客観主義と同じだといった批判がある。しかし、〈社会問題はクレイム申立て活動か、状態か〉という問いはあまり意味がない。厳格派においても、「想定された状態」を社会問題とするという説明もみられる。焦点は状態の存在を想定するかどうかということである。
- 20 この立場について赤川は、「厳格派的な研究戦略を採らず、社会問題の言説連鎖の原因として「実態」を説明変数として採用」する場合、「厳格派的な研究戦略に比べて、構築主義者はより重い負担を負うことになるとしている。それは言説やクレイム申立て活動を同定するという構築主義の初期目標に加えて、状態や実態を正確に測定するという客観主義的な作業が必要になるからである」という(赤川2001:74-75)。

どのような事項について、厳格派とコンテクスト派が同定するか、児童虐待を例にとって整理してみよう。コンテクスト派では具体的には以下の同定を行っている。

- 1 クレイム申し立て行為の存在 の同定
- 2 その行為をクレイム申し立てであるとする同定
- 3 児童虐待であるとしてクレイムが申し立てられた状態の物理的存在の同定
- 4 クレイム申し立てされた当該状態が児童虐待であるとする同定

他方の厳格派では、申し立てられたクレイムが実際に社会問題であるかどうかについて、何らかの価値判断に基づいて同定するということはない。クレイム申し立てされている状態自体が実際に存在しているかも問わない。そのため「状態」ではなく「想定された状態」という言葉を用いている。Spector&Kitsuseは意見の表明がしかるべきところに伝えられた場合、その行為はクレイム申し立てとして同定されるものとしている。

- 20 以上の両者の主張の相違は、焦点化している側面がやや異なることとも関わっている。厳格派の 焦点は規範、価値が社会でどの程度共有されているかは把握できないということにある。厳格派 では、規範の共有に焦点化している。それに対して、コンテクスト派では、マリファナについて 社会問題とするクレイム申立てがあれば、そうしたクレイム申立てを生じさせた状態は存在し、 そのマリファナの性質は一定だとする。コンテクスト派で着目しているのは、状態についての物 資的な性質である。
- 21 個人の自己決定や価値の多様性は相対主義的なものであるというように受け止められる傾向があろう。それに対する普遍主義は保守主義と親和性が高いというように。しかし、とくにマイノリティのような特定グループのニーズが抑圧されるのは、それが保守主義的な伝統、文化としばしば結びついている。(黒人、女性…)マイノリティも同じニーズを有するというような見方は、社会の常識ではないのである。価値の普遍性という考えは、社会の常識と一致してないことも少なくない。普遍主義は論理的には保守主義と相対する局面がある。普遍主義を徹底すると、むしろ伝統的な価値観に異を唱え、それを相対化していこうとするという意味において相対主義的なものともなる。これは既存の社会階層性を脅かすことになり、保守主義とは相いれない。
- 22 わが国でもこうした議論はみられる。例えば岩田は「『当事者こそが知っているニード』の『特定性』ゆえに、『ニード』の共通性や普遍性を基盤にしたような社会の責務や権利という概念を必ずしも正当化していかない」という(岩田2000:39)。

23 上記の医療や福祉サービスなどは、ニーズの対象なのであって、ニーズ自体ではない。それらの対象がニーズ自体ではなく、ニーズは意思である。例えば、「最新型のスマートフォンがほしい」という場合、最新のスマートフォンは欲求の対象であって、スマートフォンそれ自体が欲求なのではない。欲求は「ほしい」という意思である、ということと同じである。

また、実際に適用されるサービスはある程度のパターンに収斂されるだろうが、当然ながらサービス側によってニーズが規定されるのではない。このレベルでのニーズ自体は限りなく個々人によって相対的であるといえよう。

文献

三浦文夫 (1995) 『改訂増補 社会福祉政策研究』全国社会福祉協議会.

古川孝順 (2005) 『社会福祉原論 第2版』 誠信書房.

イグナティエフ, M.著, 添谷有志・金田耕一訳 (1999) 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』風行社 (=Ignatieff, M. (1984) The Needs of Strangers, Penguin.)

Kleining, J. (1983) Paternalism, Manchester University Press.

Spector, M. & Kitsuse, J.I. (1987) Constructing Social Problems, Aldine de Gruyter (= 村上・中河・鮎川・森 共訳 (1990) 『社会問題の構築』マルジュ社).

千田有紀 (2001) 「構築主義の系譜学」上野千鶴子編『構築主義とは何か』 勁草書房.

岩田正美 (2000) 「社会福祉とニーズニーズ論再考ー」右田きくえ・秋山智久・中村永司編『社会福祉の理論と政策』中央法規出版、

上野千鶴子 (2008) 「当事者とは誰か?ーニーズ中心の福祉社会のために」上野千鶴子・中西正司 『ニーズ中心の福祉社会へ-当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院.

スピヴァク, G.C. 著, 上村忠男訳 (1998) 『サバルタンは語ることが出来るか』みすず書房. (=Spivak, G.C. (1988) Can the Subaltern Speak?, Universitiy of Illinois Press.)

岡村重夫 (1957) 『社会福祉学総論』柴田書店.

坂田周一 (1996) 「問題分析と福祉ニーズ」定藤丈弘・坂田周一・小林良二編『これからの社会福祉 8 社会福祉計画有斐閣.

武川正吾 (1996)「社会福祉と社会政策」岩波講座現代社会学26『社会構想の社会学』岩波書店.

立岩真也 (2008) 『良い死』 筑摩書房.

Doyal, L. & Gough, I. (1991) A Theory of Human Need, Macmillan.

Nussubaum, M. (2000) Women and Human Development, Cambridge University Press.

北田暁大 (2001) 「<構築されざるもの>の権利をめぐって――歴史的構築主義と実在論」上野千鶴 子編 『構築主義とは何か』 勁草書房

平塚謙一 (2007) 「政策対象としてのニードの捉え方に関する考察ーニード表明の要因の検討から ー」『東洋大学大学院紀要』第43集。

ベスト. J, 著 足立重和訳 (2006) 「クレイム申し立てのなかのレトリックー行方不明になった子 どもという問題の構築|平英美・中河伸俊共編『新版 構築主義の社会学―実存論争を超えて』.

Best, J. (2009) "contructionism in context" Best, J. ed. <u>Images of Issues Typifying Contemporary</u> Social Problems (Second Edition) Aldine Transaction.

Johonson, J. (2009) "Horror Stories and the Construction of Child Abuse", Best, J. ed. <u>Images of Issues Typifying Contemporary Social Problems</u> (Second Edition) Aldine Transaction.

赤川学 (2001)「言説分析と構築主義」上野千鶴子編『構築主義とは何か』 勁草書房.

The theoretical examination about the needs understanding by social construction principle approach

Kenichi Hiratsuka

The social constructionism opened a new ground level about needs understanding. However, the problem of the needs which are not expressed on the other hand was radicalized further.

In this paper, in order to build the logic for satisfying the needs which are not expressed, theoretical consideration was performed.